# リース方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業公募要領

#### 1 趣旨

本要領は、愛媛県が所有する公共施設等に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、リース方式による太陽光発電設備及び蓄電池の設置及び貸付け事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

## 2 事業概要

(1) 事業名

リース方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業

(2) 事業場所

別添「リース方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業仕様書」 (以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 事業期間

別添仕様書のとおり。

(4) 予算額

ア 事業費にかかる補助金

本事業では、太陽光発電設備について、整備費及び工事費の2分の1以内(税抜)、また、蓄電池について、蓄電池の価格の3分の2以内(税抜)を補助することとしており、その上限額は次のとおり。

- ・えひめエコ・ハウス 3,800,000 円(税抜)以内
- ・松山東警察署 2,400,000 円(税抜)以内

但し、本補助金の対象となる経費は、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)」の対象となるものに限り、蓄電池については、下記価格※の3分の2を上限とする。(該当可否については、個別具体的に下記13まで問い合わせること。)

※:家庭用(4,800Ah・セル未満):15.5万円/kWh(工事費込み・税抜)業務用(4,800Ah・セル以上):19万円/kWh(工事費込み・税抜)

### イ リース料

- ・えひめエコ・ハウス 月額 25,000 円 (税抜) 以内
- ・松山東警察署 月額 20,000 円(税抜)以内
- ※リース料は、設備の本体及び設置に伴う工事費、運用、維持管理、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含め、上記アの事業費にかかる

# 補助金相当額分を控除して算定すること。

※リース料は毎月分割払いとし、翌月に精算払により支払うものとする。

※リース契約は、設備を導入する施設ごとに行うこととする。

(5) 担当部署

愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課ゼロカーボン推進グループ

# 3 参加資格

- (1) 令和5~7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済み又は企画提案公募参加申請時 に愛媛県競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できる者であること。
- (2)単独の法人もしくは複数の法人によって構成された共同事業者(共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。)であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (3)日本国内に本社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人とする。
- (4) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (5) 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年度の期間において実績を有すること。 ※なお、類似の事業とは、企業、地方公共団体所有施設または土地等における、太陽光発 電設備の設置事業の実績とする。
- (6) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
  - ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者 上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- (7)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 以下に該当する者が役員の法人でないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (9) 県税に未納がないこと。
- (10) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (11) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。 以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法 律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又 は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると 認められる者
  - イ 暴力団 (暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。) であると認められる者
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱 いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認

められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

#### 4 提出書類

原則として、原本(1部)に加えて、電子データを提出する。

(1) 企画提案公募参加申請書

様式1に必要事項を記入し、提出する。

(2) 会社概要

様式1-1に必要事項を記入し、提出する。

(3)参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。

ア 過去の類似業務実績(様式2)

実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること(契約が証明できる部分のみの写しで良い)

- イ 電気主任技術者の資格証の写し
- ウ 誓約書(様式3)
- 工 登記事項証明書
- 才 納税証明書(県税)
- カ 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 企画提案書
  - ア 企画提案書送付文(様式4)
  - イ 事業の実施内容(様式4-1)
  - ウ 事業実施体制 (様式4-2)

## 5 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。なお、施設ごとの内容が分かるように記載すること。(施設ごとに作成しても構わない。)

(1) 事業の実施内容 (様式4-1)

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備及びパワーコンディショナ

各施設における想定設備容量(太陽光発電設備定格出力(kW)及びパワーコンディショナの最大定格出力(kW))を検討すること。

ウ 蓄電池設備

蓄電池設置予定施設における想定設備容量(蓄電池出力(kW)及び容量(kWh))及び設置場所を検討すること。

- エ 発電量及び温室効果ガス排出削減量
  - ・各施設における想定発電量を検討すること。
  - ・温室効果ガス排出削減量は、各施設における1年間の総量を算出すること。なお、電

カの二酸化炭素排出量係数は 0.446kg-C02/kWh (四国電力(株))の令和4年度排出係数) を使用すること。

#### 才 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法(架台等)、検討において想定した設備仕様(寸法、重量等を含む)を記載すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955 に定められている荷重(風圧、地震等)に耐えうる構造であること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量(基礎、パネル重量込み:単位 N/m2 もしく はkg/m2))を記載すること。
- カ 非常時・停電時に利用可能なシステム【蓄電池や自立運転機能付きパワーコンディショナを導入する場合に記載】

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法(特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の 操作及び配線作業の要否等)
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力(kW)
- キ 太陽光発電設備及び関連設備に係るリース料
  - ・リース料は事業期間中一定とし、2(4)アに記載している事業費にかかる補助金相 当額分を控除した額を示すこと。
  - ・設備設置に係る総事業費及びその内訳、補助対象経費の額を示すこと。
  - ・県が示した上限額よりも廉価になるように努めること。

#### (2) 事業実施体制(様式4-2)

# ア 事業実施体制図

代表事業者名、構成関連事業者\*\*名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示したもの。図には事業を実施する要員について、資格、経験等を記載し、資格については証明する書類(資格証等)の写しを添付すること。(※協力事業者を含む。)

- イ 工事計画概要 (設備導入工程表、スケジュール)、工事の実施体制
- ウ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、遠隔 監視の有無等)
- エ 工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
- オ 故障、緊急時の対応体制図
- カ 事業実施中のリスクに対する対策
  - ・損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。
  - ・倒産等で事業継続不可能となった場合の設備の撤去方法を記載すること。
  - ・設備の導入から撤去までに係るすべての保証内容について記載すること。

## 6 企画提案書作成にあたっての留意事項

- A4版を基本とすること。
- ・枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。

- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

#### 7 提出方法等

- (1) 提出の形式・部数
  - ・企画提案公募参加申請書(様式1)、会社概要(様式1-1)、参加資格に係る書類一式: 原本1部及び電子データ
  - ・企画提案書送付文(様式4)、事業の実施内容(様式4-1)、事業実施体制(様式4-2): 原本1部及び電子データ

## (2) 提出期限

- ア 企画提案公募参加申請書 (様式1)、会社概要 (様式1-1)、参加資格に係る書類 令和5年12月27日(水)17時(必着)
  - ・提出がない者からの企画提案は受け付けない。
  - ・参加資格の審査を行い、令和5年12月28日(木)までに結果を通知する。
  - ・提案資格があると認めた者に対し、順次各施設の図面等(単路結線図、施設図面、地盤調査結果等)を提供する。
  - ・企画提案公募参加申請書提出後に参加を取りやめる場合は、下記 13 の担当課へ連絡すること。

#### イ 企画提案書

令和6年1月12日(金)17時(必着)

#### (3) 提出場所

下記 13 を参照

### 8 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」(様式5)により電子メールにて提出するものとする。

# (1) 質問受付

ア 受付期間

令和5年12月18日(月)~令和6年1月4日(木)17時

イ 提出方法

電子メールで受け付けることとし、件名は「"リース方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業"に関する質問」とすること。

メール送付後、電話により提出先へ確認すること。

なお、企画提案公募参加申請書の提出期限(12月27日(水)17時)以降は、参加申請 を行った者以外からの質問は受け付けない。

#### ウ 提出先

下記13を参照

# (2)回答

軽微なものを除き、県ホームページ上に質問に対する回答を掲載する。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

## 9 企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、「リース方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業に係る審査会」(以下「審査会」という。)において、審査する。

審査に当たっては、審査会の各委員が別紙「審査基準表」に基づき採点し、最も優れた企画 提案者を本件業務の事業予定者として決定する。

企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点の合計点数が6割以上になった場合には事業予定者として決定する。

## (1) スケジュール

本企画提案公募実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

公告	令和5年12月18日(月)
質問受付期間	令和5年12月18日(月)~令和6年1月4日(木)
参加申請等の提出期間	令和5年12月18日(月)~令和5年12月27日(水)
参加資格審査結果通知	令和5年12月28日(木)
企画提案書等の提出	令和6年1月12日(金)
プレゼンテーション	令和6年1月17日(水)
事業予定者決定通知	令和6年1月19日(金)予定

# (2) 施設見学

施設見学期間は特に設定しないが、施設見学を希望する場合は、令和5年12月25日(月)までに、電子メールで下記13の担当課に申し出ること。

## (3)審査

ア日時

令和6年1月17日(水)(予定)

# イ 会場

NTT愛媛ビル2棟4階 経済労働部会議室(松山市一番町四丁目2番)(予定)

- ウ 発表時間について
  - ・プレゼンテーションは、1者あたり、説明15分、質疑10分の計25分とする。なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。
  - ・各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

#### (4) 選定結果の通知

選定結果は、審査後、参加者全員に速やかに文書により通知する。

## 10 契約の締結

選定した事業予定者と詳細を協議し、事業予定者自らが仕様書に基づいて現地調査等を行

い、構造安全性等を確認した詳細設計等の書類について県の確認を受けたのち、太陽光発電設備を設置できると県が確認できた施設について、施設ごとにリース契約を締結する。その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。

なお、この企画提案公募による契約は、令和5年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができる。

なお、協議が不調に終わった場合には、審査会が次点と評価した者と交渉する場合がある。 その場合、協議が不調に終わった提案者が契約締結までに要した費用については、県は一切負担しない。

## 11 その他留意事項

- (1) 著作権等に関する事項
  - ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権 は県に帰属する。
  - イ 提案者は、県に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格 権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないこと を保証するものとする。
  - ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案 者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ県に何らかの損害を 与えたときは、その損害を賠償するものとする。
  - エ 提出された企画案その他本企画提案公募の実施に伴い提出された書類について、愛媛県情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (2)提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため県(施設の管理を指定管理者が行っている場合は、指定管理者も含む。)と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

#### 12 失格要件

企画提案公募参加申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ウ 不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- エ 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると 認められるとき
- オ その他、審査委員会が不適切と判断したとき。

# 13 書類提出及び問合せ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進グループ

TEL 089-912-2349, FAX 089-912-2344

E-mail kankyou@pref.ehime.lg.jp